

随意契約の状況		担当課： 保健福祉課		
		契約日： 令和8年4月20日		
件名	契約の概要	契約期間	契約の相手方	契約金額(円) 税込(税抜)
令和8年度町民の生活習慣病検診(町民ドック)業務	<p>町民の生活習慣病検診(町民ドック)業務を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 受付及び料金徴収 2. 胸部レントゲン検査・大腸がん検査 3. 血圧測定 4. 身体計測(身長・体重・握力) 5. 眼底検査 6. 心電図検査、ウエスト・ヒップ測定 7. 高次脳検査(記憶力・注意力) 8. 尿検査 9. 残尿測定、腹部・頸動脈エコー 10. 血液検査・前立腺がん検査 11. 問診 12. 膝及び腰関節症・骨密度検査・健脚度検査 13. 耳鼻咽喉科検査 14. 医師診察 	<p>令和8年4月1日 ～ 令和9年3月31日</p>	<p>北海道八雲町の生活習慣病疫学調査研究会 代表 長谷川 幸治 名古屋市昭和区鶴舞町65番地</p>	<p>4,173,399 (3,793,999)</p>
随意契約とした理由及び随意契約の相手方を選定した理由				
<p>町民の生活習慣病検診を実施するにあたっては、がんの予防及び早期発見を目的としており、高い検診精度が求められる。また、受診率向上や町民の利便性向上の観点から、多くの町民の検診を実施する体制(集団検診)が確立されていることも必要であり、受託業者は、当該検診の実施にあたって十分な医療スタッフの派遣が可能であり、また、これまでの八雲町における受託の実績から、当該業務に求める要件を満たしているといえる。</p> <p>よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び八雲町財務規則第140条第2項第1号の規定に基づき、上記業者より見積書を徴した結果、予定価格の範囲内であったため、当該随意契約を行ったものである。</p>				